

1年に1回、特定健診を受けましょう!

笠間市国民健康保険の被保険者で、平成28年度に40歳以上74歳以下の方は、市で行う特定健診を受診しましょう!受診することで、自分の健康状態が確認でき、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防にもつながります。

受診方法

- ・各保健センター等の実施する「集団健診」
- ・参加医療機関が実施する「医療機関健診」
- ※集団健診については、健診内容や日程・会場は、【平成28年度保健センター年間予定表】の1ページから5ページをご確認ください。
- ※医療機関健診については、「茨城県医師会特定健康診査集合契約」に参加する医療機関での受診となります。受診希望の方は、参加医療機関へ事前に確認のうえ受診してください。
- なお、保健センター等で実施する集団健診と健診内容が異なる部分があります。
- ご不明な点は、お問い合わせください。

市内参加医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
あさひクリニック	旭町108-6	0296-78-5011
石本病院	石井2047	0296-72-4051
梅里クリニック	下郷4468	0299-45-2002
笠間市立病院	中央1-2-24	0296-77-0034
神里医院	笠間1256	0296-72-0177
河村医院	笠間223	0296-72-2121
佐藤医院	笠間981-8	0296-72-0032
菅谷医院	下郷4425-37	0299-45-2172
立川記念病院	八雲2-12-14	0296-77-7211
友部セントラルクリニック	鯉淵6679-11	0296-73-4110
ねもとクリニック	大田町215-13	0296-77-7011
埴医院	八雲2-4-11	0296-77-0072

受診当日の持ち物

特定健康診査受診券、保険証、個人負担金(特定健診のみの場合は1,000円)

ご注意ください

- ・市で助成する人間ドック、脳ドックを申し込まれた方は、検査内容が重複するため、特定健診を受診することができません。特定健診は、年度内1回の受診となります。
- ・各種健康保険組合等の被扶養者の方は、市で実施する集団健診を受診できない場合があります。詳しくは、ご加入中の各種健康保険組合等へ確認してください。
- ・特定健診を受診した結果、特定保健指導に該当となった方には、後日通知文を送付しますので、必ず保健指導を受けてください。
- ・社会保険喪失や転入等で新たに国民健康保険に加入された方のうち、特定健診を希望される方には受診券を送付しますので、お問い合わせください。

【問合せ】保険年金課(内線140)、笠間支所市民窓口課(内線72123)、岩間支所市民窓口課(内線73182)

マル福(小児・中学生および妊産婦)制度の所得制限が緩和されます

平成28年10月1日から、小児・中学生および妊産婦のマル福に係る所得制限について、現行の393万円(扶養人数1人増につき30万加算)から622万円(扶養人数1人増につき38万加算)に緩和されます。

現在、非該当の方で、所得制限緩和により該当となる場合は、9月末に受給者証の送付を行います(※)。

ただし、上記の方で健康保険および口座情報等の情報が未登録の方については、市から7月末に情報登録の依頼を行い、8月中に情報登録を行った後に受給者証を送付します。

なお、現在、該当の方は、手続きはありません。

現在	7月末	8月中	9月末
非該当	情報登録依頼に係る通知なし(※)	→	受給者証送付
	情報登録に係る通知あり	→ 情報登録 →	受給者証送付
該当	手続きはありません		

※非該当期間に保険情報・口座情報等を変更し、市に届けていない場合は情報登録が必要です。

【問合せ】保険年金課(内線143)・笠間支所市民窓口課(内線72124)・岩間支所市民窓口課(内線73182)